

第26号様式

診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届

年　月　日

（あて先）名古屋市長

病院又は診療所 所 在 地

名 称

管理者氏名

診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止しましたので、

医療法施行規則第29条第の 第1項
第3項 規定により、次のとおり届け出ます。

1 廃 止 年 月 日	年 月 日
2 廃 止 し た 装 置	
3 廃 止 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。